

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を次のように改める。

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同条第3号中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができる

るもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第8条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

第10条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

第10条第2項中「前項第4号又は第5号」を「前項第5号又は第6号」に改める。

第12条第1項中「本市」を「本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人」に改め、同項ただし書中「実施機関が公益上特に必要があると認める」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等に定めがあるとき  
(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

第12条第2項中「前項ただし書」を「前項第2号」に改める。

第19条第2号中「含む。）」を「含む。）」若しくは個人識別符号が含まれるもの」に改める。

第20条第2項中「記述等」を「記述等及び個人識別符号」に改める。

第54条第1項の表中

「

第12条第1項	本市以外の	他の
	実施機関が	指定管理者の申出に基づき 特定実施機関が

」

を

「

第12条第1項	本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外の	他の
	次の各号のいずれか	第2号
第12条第1項第2号	実施機関	指定管理者の申出に基づき 特定実施機関

」

に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中第2号の次に2号を加える改正規定（同条第4号に係る部分に限る。）及び第8条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正後の大阪市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が同条第4号に規定する要配慮個人情報を取り扱っている事務についての改正後の条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、平成30年4月1日以後遅滞なく」とする。

### (大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

- 3 大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

### (大阪市職員基本条例の一部改正)

- 4 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。  
別表第23項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。

平成29年 9 月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市個人情報保護条例（抄）

（定 義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) **個人情報** 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) **個人識別符号** 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、市規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) **要配慮個人情報** 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同(5)

じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第2条第2項に規定する公文書並びに大阪市会事務局（以下「事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、議長が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの（以下「出版物」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

(4)-(6) 省 略  
(6) (8)

(事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（出版物に記載されている個人情報の取得に係る事務及び一時的に使用され、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この条において同じ。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務又は事業の遂行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。

(1)-(5) 省 略

(6) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨

(6)-(8) 省 略  
(7) (9)

2-5 省 略

(利用及び提供の制限)

第10条 実施機関は、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)-(3) 省 略

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

(4)-(5) 省 略  
(5) (6)

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報を利用  
第5号 第6号

し、又は提供しようとする場合について準用する。

(電子計算機の結合の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市の他の機関若しくは国、  
独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線  
により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が公益上特に必要があると認  
次の各号のいずれかに該当する

めるときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき

(2) 実施機関が公益上特に必要があると認めるとき

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項ただし書の規定により電子計算機の結合を行おうと  
第2号

する場合について準用する。

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げ  
る情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に  
対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 省 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定  
の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特  
定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれ  
るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、  
なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報  
を除く。

ア-ウ 省 略

(3)-(8) 省 略

(部分開示)

第20条 省 略



2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（指定管理者に関する特例）

第54条 本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、当該公の施設の管理の業務を行うに当たっては、第2章第1節の規定の例により、当該業務に係る個人情報を収集するとともに、当該業務に伴い取得した個人情報（当該業務に従事している者が当該業務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、当該業務に従事する者が組織的に用いるものとして当該指定管理者が保有しているものに記録されているものに限り、出版物に記載されているものを除く。以下「指定管理者保有個人情報」という。）を取り扱わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省 略
第12条第1項	本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外の	省 略
	実施機関が次の各号のいずれか	指定管理者の申出に基づき第2号 <u>特定実施機関が</u>
第12条第1項第2号	実施機関	指定管理者の申出に基づき 特定実施機関

省 略	省 略	省 略
-----	-----	-----

2 - 4 省 略

大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（抄）

（成年被後見人情報の目的外利用）

第5条 住所地区長は、利用登録に係る事務を処理するに当たり、前条第1項の規定による申請をした者が成年被後見人である旨の保有個人情報（大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）第2条第3号に掲げる保有個人情報をいう。）を利用することができる。

**第5号**

大阪市職員基本条例（抄）

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の種類	懲戒処分の種類
省略	省略	省略
23	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、保有個人情報（大阪市個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報 <sup>第5号</sup> をいう。以下同じ。）を流出させ、公務の運営に支障を生じさせること	省略
省略	省略	省略